

厚木市学校教育情報化推進計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年3月

厚木市教育委員会

目 次

1 計画について	P.1
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
2 学校教育の情報化を取り巻く状況	P.2
3 基本的な考え方	P.4
4 本市の学校教育情報化の現状と課題	P.6
5 施策の方向性	P.13
基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成	
基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上	
基本施策3 ICTを活用するための環境の整備	
基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善	
その他 学校の建て替えに伴うICT環境整備	
6 各施策の実施計画【非公開】	P.26
7 計画の進行管理と評価	P.26

1 計画について

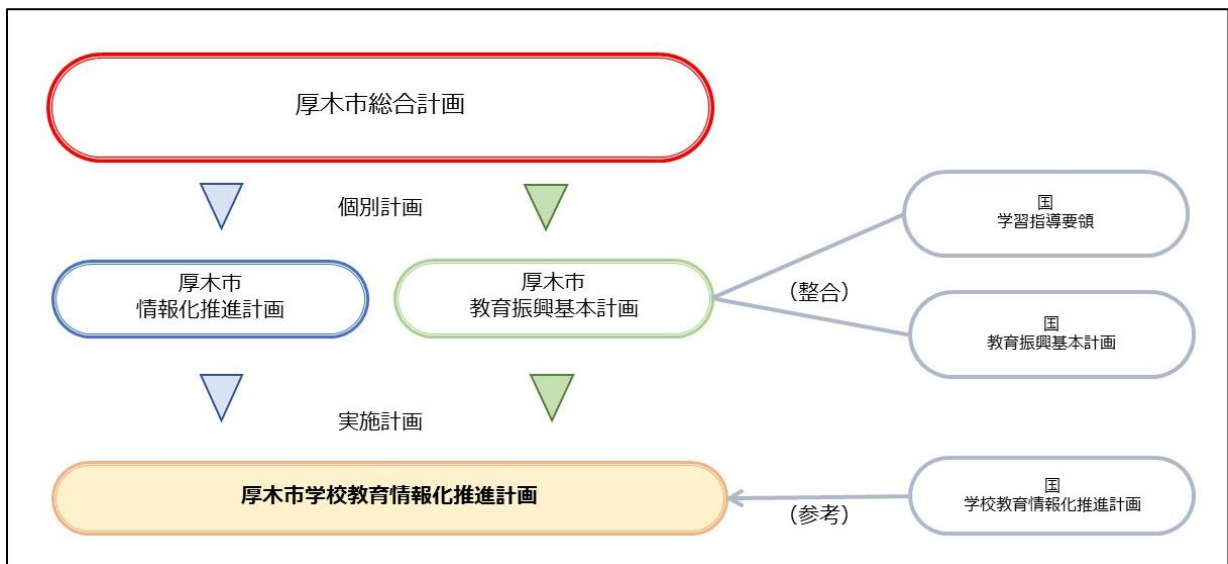
(1) 策定の趣旨

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）が公布・施行され、各自治体において学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進することが努力義務とされました。

「厚木市学校教育情報化推進計画」（以下「本計画」という。）は、国の関係法令や本市の関係計画等を踏まえ、ICTを活用し、児童・生徒一人一人の資質・能力を最大限に引き出すことができるよう、本市の学校教育情報化の推進方針と具体的な取組を取りまとめるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「第10次厚木市総合計画」の個別計画である「厚木市情報化推進計画」及び「厚木市教育振興基本計画」の実施計画として位置付け、策定します。また、本計画の構成は、国の「学校教育情報化推進計画」を参考としています。



(3) 計画期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を対象とします。

2 学校教育の情報化を取り巻く状況

学校教育の情報化に関する国の動向（主なもの）は次のとおりです。

(1) 学習指導要領

平成29年3月に小・中学校を対象とした新学習指導要領が公示され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施されています。

新学習指導要領の総則において、「情報活用能力」は「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられています。また、同総則において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮すること」と明記されています。

(2) 学校教育の情報化の推進に関する法律

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、情報通信技術の活用により、全ての児童・生徒が効果的に教育を受けることができる環境の整備を図ることを目的としています。基本理念や国・地方自治体の責務を明らかにするとともに、国・地方自治体の学校情報推進計画の策定、基本的施策等について定められています。

(3) G I G A スクール構想

G I G A スクール構想は、「児童・生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想」として、令和元年12月に文部科学省から発表されました。

G I G A スクール構想は、当初、令和元年度から5年間かけて段階的に環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大幅にス

スケジュールを前倒しして実施されました。令和3年3月末には全国ほぼ全ての小・中学校で児童・生徒1人1台端末の導入が完了しています。

(4) 教育DX^(注1)

令和2年12月に文部科学省から「デジタル化推進プラン」が発表されました。小・中学校を対象としたプランでは、「GIGAスクール構想による1人1台端末の活用をはじめとした学校教育の充実」が主軸となっており、ICT端末の安全・安心な活用の促進、通信ネットワーク環境の整備、学校のデジタル化・クラウド化の推進、学習者用デジタル教科書の普及促進、オンライン教育の推進、教職員のICT活用能力の向上、ICT支援員による支援等について言及されています。

また、令和4年1月には、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省の連名で「教育データ利活用ロードマップ」が発表されました。ロードマップでは、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」がミッションとして掲げられ、デジタルを手段とする学習者主体の教育への転換や、教職員が子どもたちと向き合える環境を整えるための論点や工程表が示されています。

(5) 学校教育情報化推進計画

令和4年12月に文部科学省から発表された「学校教育情報化推進計画」は、国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、各自治体の計画策定に当たり参考となるものとして、次の観点で基本方針が示されています。

- ① ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- ③ ICTを活用するための環境の整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

^(注1) 教育デジタル・トランスフォーメーションの略称。教育において最新のデジタルテクノロジーを活用し、教育の手法や教職員の業務を変革させること。

3 基本的な考え方

厚木市教育振興基本計画が掲げる基本理念「未来を担う人づくり」につながるよう、本市における学校教育の情報化を推進するための取組を行います。

Society5.0^(注2)時代の到来を見据え、ICTの特性を理解して活用できる力を身に付け、変化する社会を主体的に生き抜く子どもを育てることを目指し、本計画の目標は「ICTの特性をいかした教育の質の向上」とします。

また、その目標の実現に向けた児童・生徒及び教職員の姿として、それぞれ、「ICT活用能力を身に付け、自ら学びを調整し、他者と協働しながら、夢や可能性に挑み続ける児童・生徒」、「ICTを活用し、新時代を担う児童・生徒一人一人に豊かな学びを提供できる教職員」を目指します。

さらに、本計画の目標を達成するための具体的な施策として次の4点を基本施策とします。

基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上

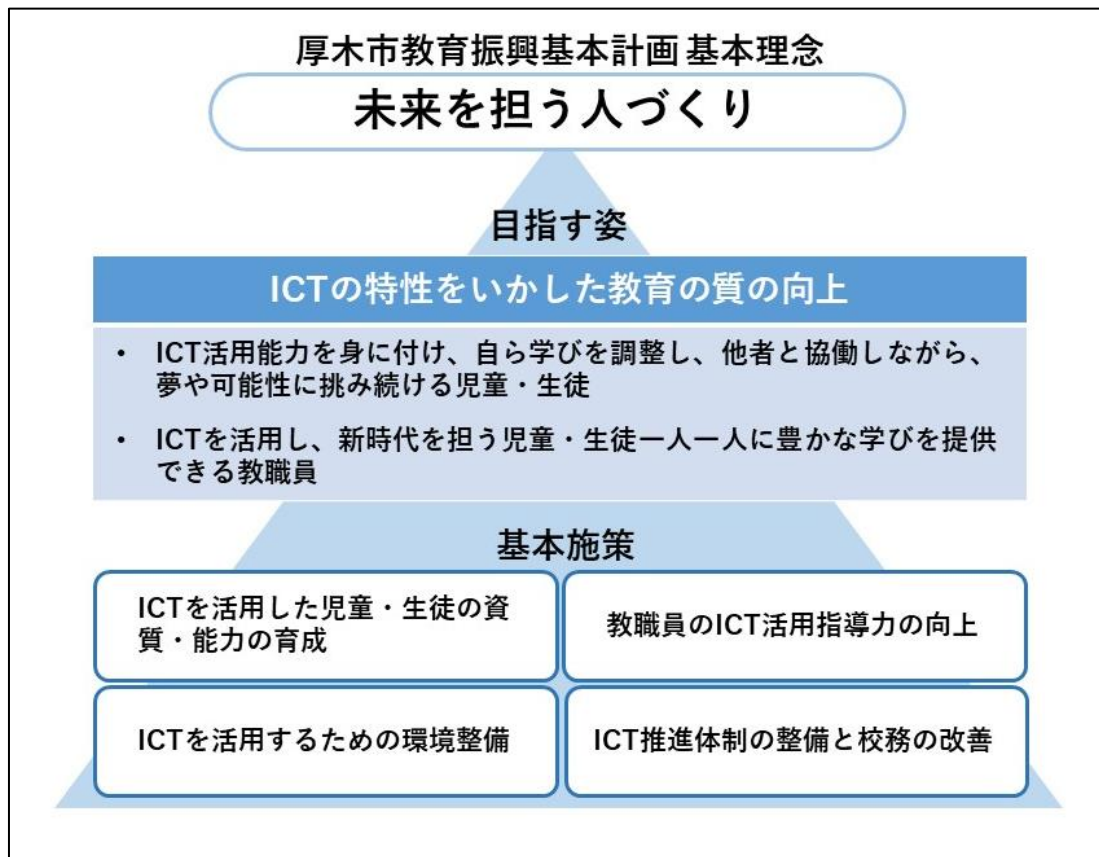
基本施策3 ICTを活用するための環境の整備

基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善

なお、上記4点の基本施策のほかに、「市立小・中学校施設整備指針」に基づく校舎等の建て替えに当たり、校舎等建て替え工事期間においても継続的にICT環境を利用できるよう**学校の建て替えに伴うICT環境の整備**を実施します。

^(注2) 内閣府が提唱する日本が目指すべき新しい社会のコンセプト。サイバー空間(仮想空間)と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

厚木市学校教育情報化推進計画 基本的な考え方



4 本市の学校教育情報化の現状と課題

本市では、従前から、教職員用パソコンの整備、校内LAN整備、各小・中学校に1クラス分の児童・生徒用タブレット端末の配備等、学校教育の情報化の推進を図ってきたところです。近年では、平成29年に文部科学省から発表された「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従い、平成30年度に校務系情報と学習系情報を明確に区分するネットワーク分離環境を整備するとともに教職員の校務負担軽減を目的とした統合型校務支援システムの導入を行いました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による、オンラインでの教育機会充実の必要性が増したことを受け、文部科学省が提唱した「GIGAスクール構想」への対応を着実に実施し、令和3年度当初から児童・生徒1人1台端末の運用を開始しています。

令和5年10月に文部科学省から公表された「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」における主な指標に対する整備状況の結果は、次表のとおりとなっており、全国平均及び神奈川県の前年値と比べおおむね同等の割合を達成しているところです。【図表1】

【図表1】 令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(抜粋)

指標	厚木市	神奈川県	全国
教育用PC1台当たりの児童・生徒数	0.9人/台	0.9人/台	0.9人/台
普通教室の無線LAN整備率	98.9%	97.6%	97.8%
インターネット接続率(100Mbps以上)	100.0%	99.9%	98.0%
普通教室の大型提示装置整備率	87.3%	87.2%	88.6%
教員の校務用PC整備率	117.7%	122.8%	126.7%
統合型校務支援システム整備率	100.0%	93.4%	86.8%

一方で、平成30年度以降に相次いで導入したネットワーク分離環境のためのシステムサーバや端末等は、今後一斉に耐用年数の経過や保守期限の到来を控えており、途切れることなく学校教育の情報化を推進していくためには、計画的にシ

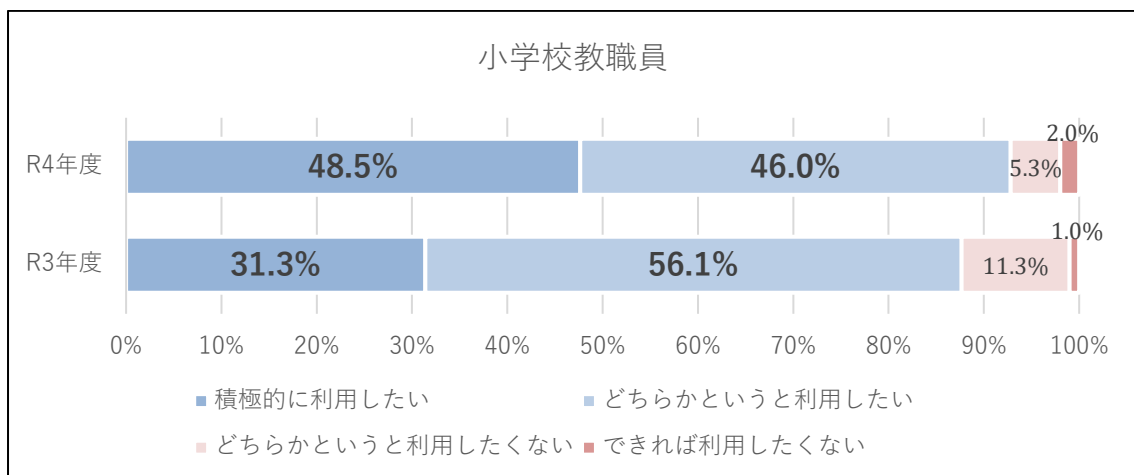
システム等の更改を実施していく必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延^{まんえん}を経て、令和3年5月に文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、従来のネットワーク分離型から、「ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制限を前提とした構成」が推奨されるようになりました。これは、クラウドサービスの利用を前提としたものであり、本市においても、教職員の働き方改革に寄与できるよう、機器の更新に当たっては利用環境を一新する新たな取組が必要となっています。

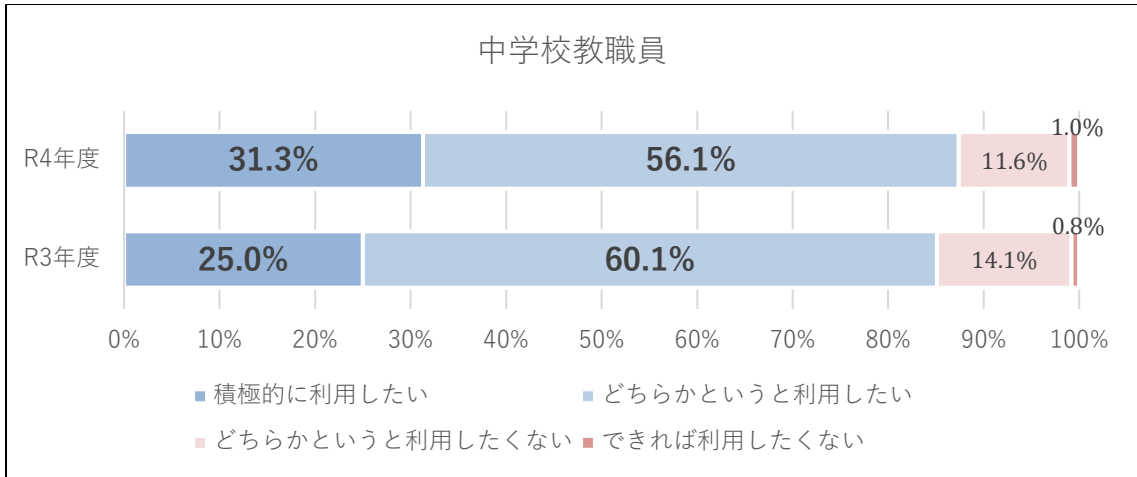
また、G I G Aスクール端末の利用環境について、令和2年度末に普通教室及び特別教室における校内Wi-Fi環境は完備したものの、少人数教室や校庭など学校全体ではWi-Fi接続ができないエリアが残存しています。文部科学省が提示する指標対象ではありませんが、幅広い教育活動におけるICT利活用を推進するため、これらの環境整備についても検討が必要です。

各小・中学校のICT機器の利用実態は、G I G Aスクール端末の運用を開始した令和3年度以降、児童・生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施し、効果や課題の把握に努めているところです。教職員アンケートの結果では、端末利用のモチベーションやスキル、授業で端末を利用する頻度は軒並み増加傾向となっており、様々な教育活動の中でICTを効果的に活用しようとする意識が高まっていると判断できます。【図表2】 【図表3】 【図表4】

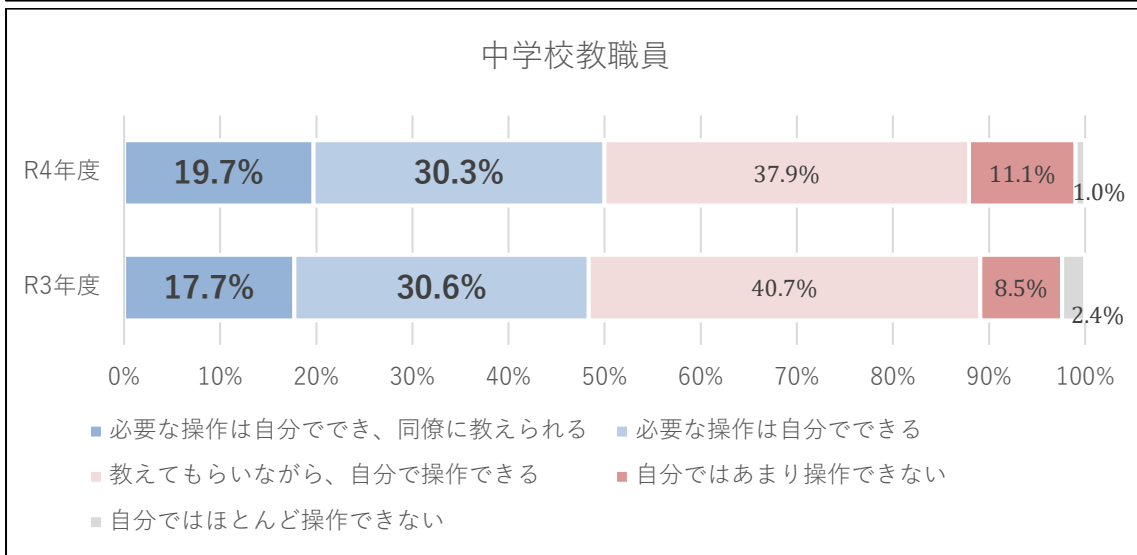
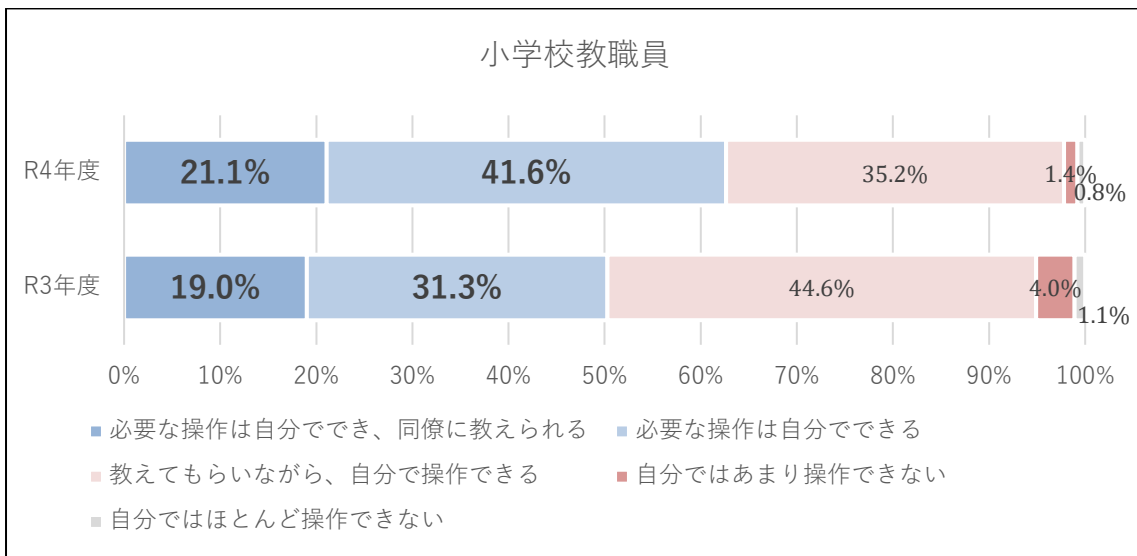
令和4年度G I G Aスクール端末利用に関するアンケート（教職員）（抜粋）

【図表2】 Q.自身のG I G Aスクール端末利用のモチベーション

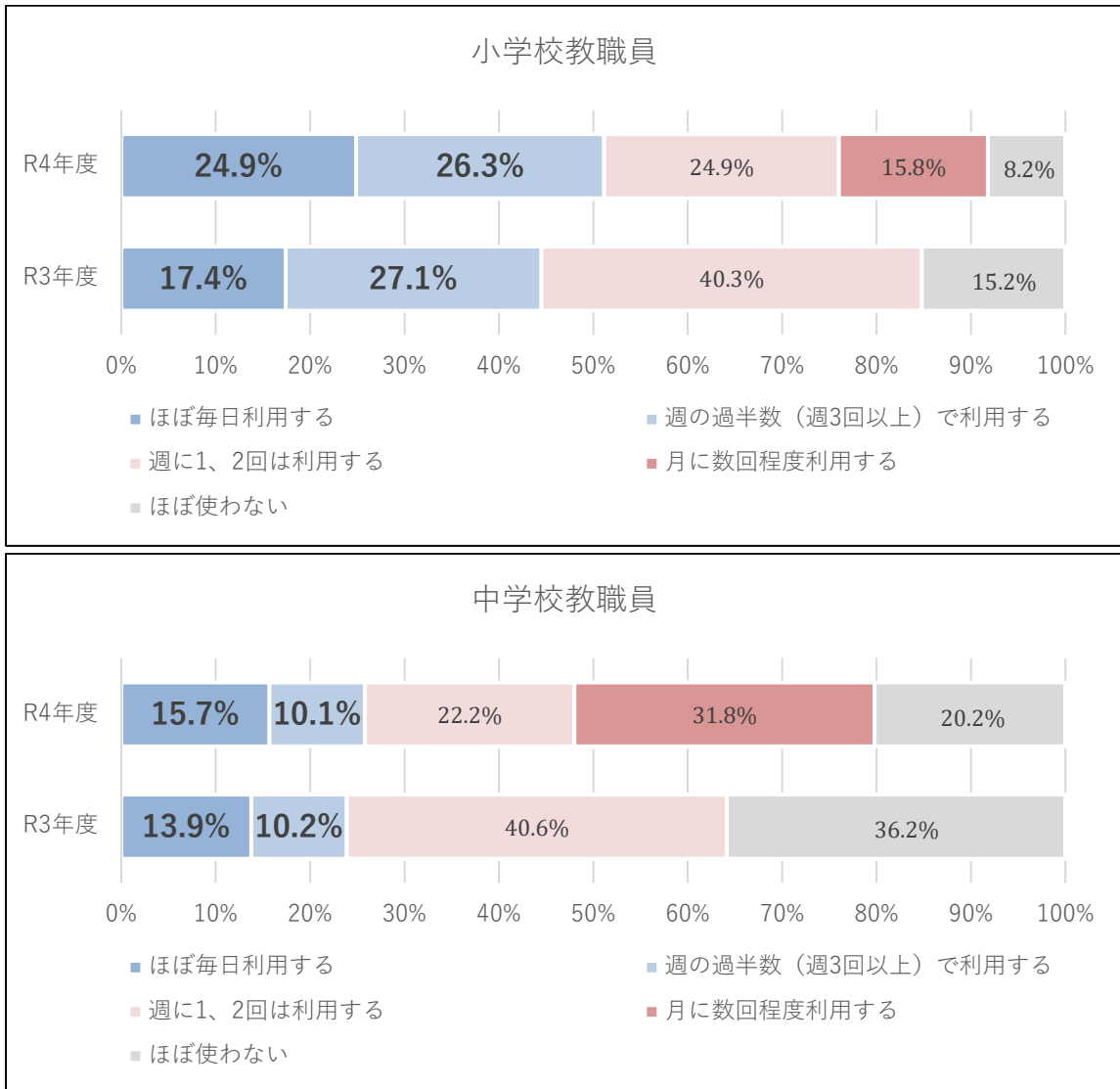




【図表3】 Q.自身のGIGAスクール端末利用スキル

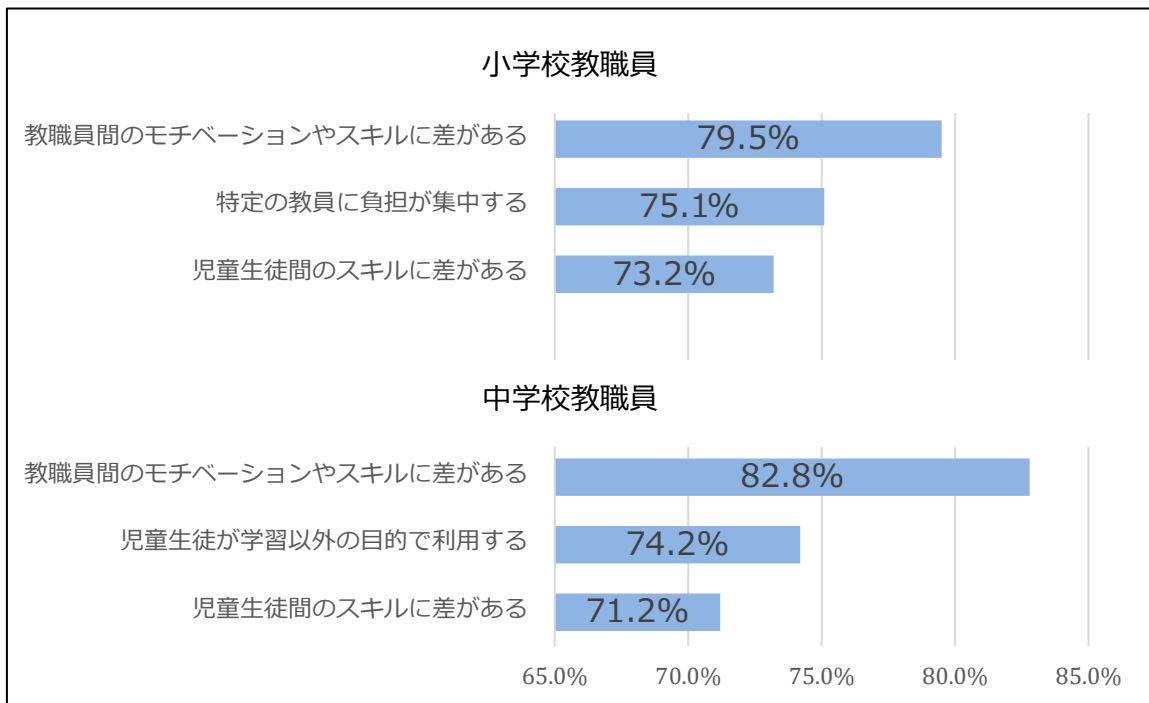


【図表4】 Q.授業でのG I G Aスクール端末利用頻度



一方で、端末活用上の課題を問う設問では、小・中学校ともに「教職員間のモチベーションやスキルに差がある」が最も高い値となりました。ICT活用に対する教職員個人の意識の差が教育活動の質の差とならないよう、継続的に操作研修や事例紹介等を実施し、苦手意識を持つ教職員のフォローを行っていく必要があります。【図表5】

【図表5】Q.G I G Aスクール端末利用上の課題（R4年度上位3位まで）

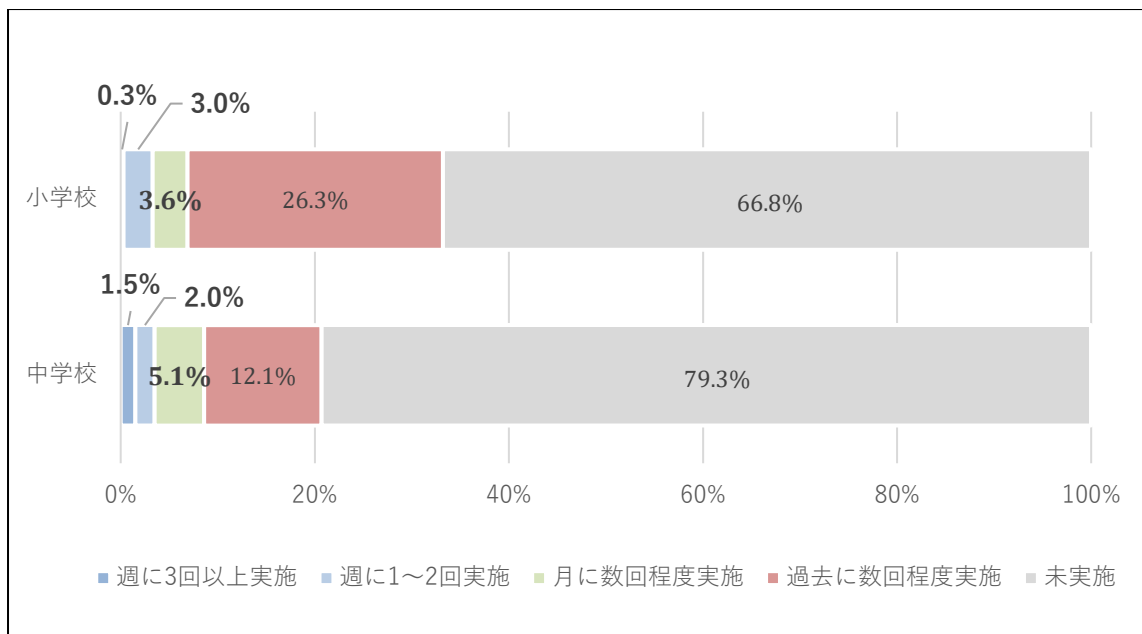


G I G Aスクール端末の家庭への持ち帰りは、一定の頻度（月に数回程度～週3回以上）で実施している割合は小・中学校ともに10%未満であり、大多数が持ち帰りを実施していないのが現状です。【図表6】

「端末を家庭へ持ち帰らせた際の課題の出し方がイメージできない」等の声があることから、今後、活用事例の周知を交えながら積極的に持ち帰りを推進していく必要があります。

また、端末の持ち帰りに関しては、学習活動以外に、児童・生徒の心や体調の状況把握やSOSを発信できるツールとしての役割も期待されているところであり、先進自治体の活用事例等を注視し、本市の実態に合わせた活用方法を検討する必要があります。

【図表6】 Q.G I G Aスクール端末持ち帰りの実績



I C T機器導入当初の普及期においては、まずは利用してみるという姿勢が重要ですが、今後一歩進んで活用期に入っていく段階では、児童・生徒の資質・能力の育成のためのI C T利活用方法を検討する必要があります。I C Tの特性を捉え、I C Tの利用が効果的な場面や内容はどのようなものか、逆にI C Tから離れて行うべき学習活動はどのようなものかを整理し、I C Tを活

用した学習方法と従来の学習方法のそれぞれの強みをいかした授業づくりの在り方等について継続的に研究していく必要があります。

以上の点を踏まえ、児童・生徒一人一人が資質・能力を最大限に伸ばすことができる環境づくり、教職員が指導力を発揮できる環境づくり、またその土台となるICT環境整備を継続的に推進していくための具体的な施策を計画します。

5 施策の方向性

基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

(1) 基本的な考え方

小学校1年生から中学校3年生まで一貫して同じ端末・同じアプリケーションを利用することで、9年間継続した学びと、これからの社会を生きていくために必要な情報活用能力を育成します。

この過程において、発達の段階に応じたICT機器の操作方法を確実に習得するとともに、ICT機器の特性をいかした主体的・対話的で深い学びを実践し、思考力・判断力・表現力等を身に付ける必要があります。

また、インターネットを利用することの特徴を踏まえ、ICT機器や扱う情報を正しく安全に利用できるよう情報モラル教育を推進します。

なお、児童・生徒1人1台端末の運用が全国的に始まったことに伴い、近年、デジタルシティズンシップ教育^(注3)の実践が求められており、指導方法や教材について調査研究を実施していきます。

(2) 具体的な取組内容

ア 利用者アンケートの実施

学校現場におけるICTの利活用状況、課題、経年変化等を適切に把握するため、各年度末に児童・生徒及び教職員を対象としたアンケートを実施します。

イ ICT機器操作方法の知識と技能の指導

学習初期の段階は、キーボードやタッチパネル、カメラ機能、インターネット接続等端末が持つ多くの機能に触れ、端末を利用することに親しみを持てるようにします。

^(注3) 「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力」を身に付けることを目的とした教育

その後、発達段階に応じて、キーボードによる文字入力、電子データの取扱い、インターネット検索等の基本的な知識と技能を身に付けながら、文書作成アプリケーション等を活用し自分の考えをまとめ、発表できるよう端末の活用能力を向上させます。

また、発展的な学習として、双方向通信やクラウド利用といったネットワーク環境の特性を理解しながら、一人一人が独自の視点で情報を収集・資料作成したり、他者と即座に情報共有・共同編集したりすることができるようになることを目指します。

ウ ICT機器を活用した思考力・判断力・表現力等の育成の工夫

複数の意見・考えを同時に書き込めるアプリケーションを活用し、互いの考えを視覚的に共有したり、多角的な視点に触れたりすることにより、議論を深め、思考力や表現力を養います。

また、音楽や体育の実技、国語や英語のスピーチ等の映像を記録し、課題点や改善策を自ら振り返ったり、友人と相談したりすることで、問題を発見し、課題をより良い方向に解決する資質・能力や、主体的に粘り強く自己調整する力を育みます。

エ プログラミング教育の実践

プログラミング教育の実践として、小学校においては、家電や自動車など身近に存在する多くのものにコンピュータが存在し、それらは全てプログラミングで制御されていることを理解することから始め、GIGAスクール端末でプログラミングを体験することを通じて、問題の解決には必要な手順があることを学びます。

中学校においては、技術・家庭科をはじめとする多様な科目でプログラミングを学ぶ過程で、実社会におけるコンピュータの役割や影響を理解するとともに、論理的思考力の定着を図り、問題解決に取り組む姿勢や豊かな表現力・創造力を育成します。

オ 児童・生徒ICT活用能力チェック表

児童・生徒が段階的にICT活用能力を身に付けるための目安となるICT活用能力チェック表を作成します。各学年において習得状況のチェックを実施するよう各校へ周知し、ICT活用能力の育成状況を把握します。

カ 端末持ち帰りの推進

GIGAスクール端末を家庭に持ち帰って活用することで、端末が特別なものではなく、教科書やノートと並ぶ日常的な学びのツールとして使いこなすことにつながるものと捉え、各校に活用事例やアイデアを周知・提供しながら、積極的な持ち帰りを促します。

キ ICT機器の特性をいかした遠隔授業・交流等

オンライン会議ツールを活用し、授業で学んだ内容について近隣の学校とリアルタイムで意見交換を実施したり、小・中学校間や地域住民の方と交流したりするなど新たな学びの実践を推進します。

また、本市では、教育に関する交流を図っているニュージーランドと、オンライン交流を実施しており、学校や教室といった従来の枠組みを超えて、児童・生徒が多種多様な考えや文化に触れる機会を創出します。

ク 学びの蓄積

GIGAスクール端末において最大9年間同じアカウントを利用し、クラウド環境にデータを蓄積していく過程で、過去の授業の成果物や学習の記録を振り返り、自らの成長を感じるとともに、自己の学びを客観的に捉え、次の学習に向けた予測や動機付けとなるよう自己調整できる力を育みます。

ケ 情報モラル教育

児童・生徒の発達段階（学年）に応じたGIGAスクール端末利用のルールについて指導します。

また、情報モラル教育として、情報社会において人を傷つけず自分もトラブルに巻き込まれないための知識や適切な行動について指導します。

コ 健康面への配慮

ＩＣＴ機器の長時間利用や利用時の姿勢に伴う視力への影響や、利用時間が夜間に及ぶことに伴う睡眠への影響など健康面に配慮した指導を行います。

また、授業を受ける際、適切な環境で大型提示装置や端末を利用できるように、教室内の明るさ等に留意した環境整備を進めます。

サ いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、児童・生徒の心身の状況の把握や教育相談等においてＧＩＧＡスクール端末等の活用が進むよう取り組みます。

シ 特別な支援等を要する児童・生徒の端末利用

ＧＩＧＡスクール端末に標準で備わっているGoogleの補助機能（音声入力、文字拡大、翻訳等）を積極的に周知し、特別な支援を必要とする児童・生徒のＧＩＧＡスクール端末の利活用が進むよう取り組みます。

ス 不登校、病気療養等の長期欠席児童・生徒を支援するための環境整備

不登校傾向の児童・生徒の支援の場として、各校に校内教育支援センターを設置していますが、一部の学校では同教室に校内Wi-Fi設備が設置されていないため、ＧＩＧＡスクール端末を活用した支援を実施できるよう校内教育支援センターのWi-Fi設備の拡充を図ります。

また、家から出ることが難しく欠席が長期化している児童・生徒への支援として、自宅等から参加が可能となるＩＣＴやオンラインの特性をいかした学習支援及び体験活動等を推進し、支援が必要な児童・生徒が学びたいときに学べる環境を整備します。

病気、けが等により長期入院が必要な児童・生徒に対しては、保護者の同意の下、児童・生徒が、長期的にＧＩＧＡスクール端末を持ち出すことが可能となる運用を引き続き実施します。

基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上

(1) 基本的な考え方

児童・生徒がICTを活用した効果的な学習を進めるためには、教職員一人一人のICT活用スキルと指導力の向上が不可欠です。しかしながら、昨今の急速なICT機器の導入に伴い、教職員間のICT活用スキル等の差は広がる傾向にあります。また、ICT機器は、児童・生徒指導や教育相談、校務の効率化等学習指導以外の場面でも活用が求められるようになってきています。

そのような状況を受け、教職員間のICT活用スキル等の差の解消・縮小に向けた取組を視野に入れながら、教職員が多くの場面でICT機器を効果的に活用できるよう、活用事例を交えた研修等を実施します。

特に新採用や他市からの転入等による新規の教職員、短期の非常勤講師等新たに本市のICT環境に触れる教職員が年間を通じて多数在籍することから、学習の基盤となるPCやソフトウェア（アプリケーション）の基本操作に関する研修等は、毎年継続的に実施します。

また、教職員自身が基礎的なICTスキルを身に付けた上で、児童・生徒が学習の内容や目的に応じて主体的に適切なICTツールを選択・決定し、効果的に学習を進めることができるよう支援できる力も求められます。事例共有や協働体制の推進を図り、各小・中学校及び教育委員会を含め、市全体で指導力の向上を目指します。

(2) 具体的な取組内容

ア GIGAスクール端末利活用研修

GIGAスクール端末（Chromebook^(注4)）の基本的な利用方法については、研修動画を作成し常に視聴可能な状態としていますが、Chromebookの特性上、頻繁に機能改善などのアップデートがあり利用方法が変わることから、研修動画も随時更新していきます。

^(注4) Googleの基本ソフトを搭載したノートパソコン。インターネット接続を前提とし、起動が早く動作が軽快であることが特徴

また、新規の教職員等を対象とした基本アプリケーション（文書作成、ファイル共有、オンラインクラス運営、授業支援アプリケーション）等の基礎研修について、各メーカーの協力を得ながら毎年実施します。

さらに、職務内容に応じたICT活用の推進に向けて、管理職向け、養護教諭向け、事務職員向け等、教育活動に携わる多様な教職員への研修を実施します。

イ モデル授業

校内研究会や教科ごとの研究部会等において、ICTを活用したモデル授業を実践し、成果を発表することで全市立小・中学校の利活用向上につながります。

ウ 教職員ICT活用能力チェック表

教職員が自身のICT活用能力を客観的に測ることができるチェック表を作成し、目標設定やモチベーション向上につなげます。

エ 実践事例案内とアーカイブ化

各校で実際に行われた学習指導、教育支援、児童・生徒指導、教育相談、校務の効率化等におけるICT活用事例について、連絡会議や通信等の発行を通して共有する機会を設け、全市立小・中学校の利活用向上につなげます。

また、優れた活用事例、課題等をネットワーク上に共有データとして保存・蓄積し、各教職員が授業案を検討するとき等いつでも参照できる環境を整備します。

オ 教職員情報セキュリティ研修

GIGAスクール端末の導入によりインターネット上のサービスを日常的に利用する等、以前にも増して情報セキュリティの重要性が高まっていることを受け、教職員一人一人が情報資産の区分に応じた適切な取扱いと管理方法を習得できるよう、教職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施します。

カ G I G Aステップアップ支援員派遣

G I G Aステップアップ支援員を各校に派遣し、G I G Aスクール端末活用のための機器準備や授業補助、学習で利用する各種アプリケーションの活用方法に関する助言等を行うとともに、活用事例を共有することで全市立小・中学校の利活用向上につなげます。

基本施策3 ICTを活用するための環境の整備

(1) 基本的な考え方

学校教育の情報化の基盤となるICT機器・ネットワーク環境の整備を行います。児童・生徒及び教職員の双方が、日常的に効果的かつ安全な状態でICT機器を利用できるよう整備を進めます。

(2) 具体的な取組内容

ア G I G Aスクール端末の維持管理

児童・生徒1人1台のG I G Aスクール端末は、令和2年度末に整備し令和3年4月から運用を開始しましたが、日々の授業等での利用頻度や、家庭への持ち帰りの頻度の上昇に比例し、機器の故障・破損の件数も増加傾向となっています。令和5年度現在、月平均で20台前後、年間で約240台の端末が破損等による廃棄扱いとなっており、児童・生徒1人1台体制を維持するために適切に台数管理を実施するとともに、必要に応じて予備機調達を行います。

また、令和7年度には運用5年目となり、一般的に考えられる機器の耐用年数を迎えることから、国の補助事業等を注視しながら、適切に機器更改を実施できるよう検討を進めます。

イ ネットワーク回線の維持管理

ネットワーク回線については、従来全市立小・中学校を1本に束ねた集中回線であったものを、令和2年度のGIGAスクール構想の環境整備時に1校1回線の方式に変更しています。今後デジタル教科書の利用等により、データ通信量が増大することが予想されますので、適宜、通信量の測定等を実施し、適切な通信速度で教材等を利用できるようネットワーク環境の維持に努めます。

ウ 経済的困難がある家庭への支援

全ての児童・生徒が、日常的にGIGAスクール端末を活用した家庭学習に取り組めるよう、就学援助制度等により通信費の補助の支援を行います。

エ 校外学習用モバイルWi-Fiルーターの整備

校庭等Wi-Fi電波範囲外での学習や遠足・修学旅行等校外学習の機会においてもGIGAスクール端末を活用できるよう、各校へのモバイルWi-Fiルーターの整備を進めます。

オ 教育情報ネットワーク再構築

教育情報ネットワークを構成するシステムサーバや端末の耐用年数経過に伴い、全面的な再構築を実施します。既存のシステムは、平成30年の文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に従い、データセンターに個人情報等を扱うサーバを構築した閉鎖的なネットワークでの利用環境となっています。

また、個人情報等機密情報を扱う校務系端末は職員室に有線接続されているため、教室を始め校内各所で業務を行う教職員にとっては業務を行う場所が制約される状況となっています。

これに対し、次期ネットワークは、令和3年に改定された文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の趣旨を反映し、クラウドサービスの活用と言及する等、セキュリティと利便性の双方のバランスを考慮した利用環境を実現できるよう構築手法を検討します。

カ Webフィルタリングの適切な運用

児童・生徒及び教職員がインターネットに接続する際にトラブル等に巻き込まれないようWebフィルタリングソフト等を導入しており、今後も適切に閲覧制限が可能となるよう利用環境を整備していきます。

フィルタリングの強度については、過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツに接続できない状況が発生しないよう、随時、個別に設定を変更できる体制を整備します。

キ 授業目的公衆送信補償金制度の活用

ICTを活用した教育現場での著作物利用の円滑化を図るため、授業目的公衆送信補償金制度を活用します。本制度を活用することで、教職員が授業で新聞、写真、絵画等様々な著作物を利用する際、個別に著作権者の許諾を得る必要がなくなり、授業における著作物の円滑な利活用と教育の質の向上を図ることが可能となります。

ク MEXCBT^(注5)の利用環境整備

児童・生徒が、国のCBT^(注6)システム（MEXCBT）を利用する際は適切に利用できるよう、環境を整備します。

ケ 大型提示装置（電子黒板）の導入

従来、大型提示装置としてはプロジェクターの整備を進めてきましたが、利用の都度準備をすることの労力や、明るい教室内では照度が不足すること等が運用上の課題となっていました。

これに対し、令和4年度に全市立中学校に電子黒板を導入したところ、利用者アンケートにおいて「通常の黒板より見やすい、授業がわかりやすくなった」とする回答が多数を占めたことから、電子黒板導入の有効性は高いものと判断し、全市立小学校への段階的な導入に向けた検討を進めます。

(注5) 文部科学省が開発したオンライン学習システム

(注6) Computer Based Testingの略称。コンピュータを使った試験方式

コ 教育DXの推進

文部科学省では、教育DXを「電子化」、「最適化」、「新たな価値の創造」の3段階に分けて推進しています。

教育DXとは、アナログからデジタルへの単なる代替ではなく、これまでの学習の在り方を変容し、再定義することが求められているということを念頭に、第1段階である電子化の継続的かつ着実な取組を実施するとともに、第2段階である最適化を見据え、蓄積された教育データを学習指導や生活指導へ有効に活用できるよう調査・研究を進めます。

サ デジタル教材利用環境の整備

効果的な授業展開や日々の学習課題提示のため、指導者用デジタル教科書^(注7)や学習者用デジタル教科書^(注8)・デジタルドリル教材の導入を進めます。

(ア) 指導者用デジタル教科書

指導者用デジタル教科書は、採択する各教科書の出版元から提供されるデータを活用し、各教職員がGIGAスクール端末で利用できるよう整備を進めます。

(イ) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書については、文部科学省が「中央教育審議会における議論を踏まえ、当面の間は紙の教科書を併用した上で、段階的に導入することを予定する」としており、その動向を注視し、対応を進めます。

(ウ) デジタルドリル教材

児童・生徒一人一人の学習状況や進捗状況の把握を行うことが容易になることや、自学自習の時間、端末持ち帰り時等の補充的・発展的な学習に活用することができるため、デジタルドリル教材の利用環境を整備します。

^(注7) 教職員が提示用に利用する教材。動画やアニメーション等を活用して解説することができる。

^(注8) 児童・生徒が個々の端末で教科書の誌面を見る教材

シ 電子図書の利活用

市立中央図書館の利用者カードを児童・生徒に配布することにより、厚木電子図書館サービスで提供している電子図書をG I G Aスクール端末で閲覧できる環境をいかし、児童・生徒の日々の読書活動の推進を図ります。

ス 厚木市教育情報セキュリティポリシーの策定

学校現場に特化したセキュリティ対策を定めるものとして、厚木市教育情報セキュリティポリシーを策定しており、適切に運用が図られるよう教職員に対する周知、研修等を実施します。

また、定めたセキュリティ対策について、定期的に見直しを実施します。

セ 児童・生徒に対する著作権の指導

児童・生徒が著作権に関する知識を身に付け、著作物やその著作者の創作行為に対して敬意を払うことができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

ソ 生成A I^(注9)の利活用に向けた調査研究

急速に広まりつつある生成A Iの技術は、日常生活で利用する多くのツールに浸透しており、教育の場においても今後の利活用が期待されています。

文部科学省が公表している「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を参照し、生成A Iの利点と欠点や特性を正確に把握し、効果的に学習の場面で活用していけるよう調査研究を進め、ガイドライン策定や段階的な利用について検討します。

^(注9) 大量のデータを学習し、新たな文章などを生成する人工知能の一種。テキスト生成AIでは人間同士の会話のような回答が可能。業務効率化などに大きなメリットが期待できる反面、誤情報や著作権侵害等のリスクがある。

基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善

(1) 基本的な考え方

ICT利活用による業務改善を目指します。学校における校務の負担軽減を図り、教職員の長時間労働を削減することで、児童・生徒と直接関わる時間や授業準備等、授業の質を向上させるための時間を増やし、学校全体の指導力の向上につなげます。

(2) 具体的な取組内容

ア 連絡・検討体制の整備

市内先進校の事例紹介や新たな課題を検討するための横断的な会議体を組織し、全市立小・中学校におけるICT利活用を進めます。

(ア) 各校情報担当者連絡会

ICT利活用の取組状況や課題検討のため、各校担当者による横断的な連絡会を組織し、情報共有を行います。

(イ) 情報化推進連絡会

教育委員会関係各課の課長職・担当職員で組織し、教育情報化に関する取組内容の共有や課題の検討を行います。

(ウ) GIGAステップアップ支援員連絡会

各校へ派遣されるGIGAステップアップ支援員から現場レベルでの活用状況や課題を聴取し、得られた情報を事例紹介や課題解決策として学校へ還元することにより、全市立小・中学校における利活用につなげるため、教育委員会関係各課の担当者とGIGAステップアップ支援員による連絡会を組織し、情報共有を行います。

イ 校務支援システムの更改

全国的に導入が推奨されている統合型校務支援システムは、既に平成30年度に導入済みですが、現行システムの利用契約期間満了を機に、機能と利便性を向上させた、より良いシステムの導入を目指しシステム更改業務を実施します。

システム更改に当たっては、最新システム動向の調査研究、現行システム利用における成果と課題を整理し、評価項目・評価方法の検討等を重ね、最善のシステムを導入できるよう取組を進めます。

ウ 保護者連絡ツールの導入

児童・生徒の出欠連絡対応や保護者向け通知の印刷・配布など教職員が日々の定型業務に要する労力を削減することを目的とし、デジタル処理が可能となる保護者連絡ツールを導入します。

その他 学校の建て替えに伴うICT環境整備

(1) 基本的な考え方

「市立小・中学校施設整備指針」に基づき、令和7年度以降に各校において、老朽化した校舎の建て替えを順次実施することが計画されています。校舎の建て替え期間中は敷地内仮設校舎へ教室の移転が予定されていますが、仮設校舎利用期間においても途切れることなくICT環境を利用できるようネットワーク環境の移設を実施します。

(2) 具体的な取組内容

除却対象となる校舎に敷設・設置されているネットワーク配線や機器を仮設校舎に移設し、児童・生徒及び教職員が、従来と同様に各種端末を利用できるよう環境を整備します。

6 各施策の実施計画

計画期間における各施策の実施計画は、別表（非公開）のとおりです。

7 計画の進行管理と評価

本計画の推進の成果を測るため、次のとおり評価指標と目標値を設定し、教育委員会等各業務の主管課が各年度に評価を実施します。

基本施策1 ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成

評価指標		目標値	
①	GIGAスクール端末の利用割合 (週3回以上利用する割合)	令和6年度	50%
		令和7年度	60%
		令和8年度	70%
②	GIGAスクール端末のスキル (自分で調べたことや考えをまとめて発表できると感じる割合※小学校5年生以上対象)	令和6年度	60%
		令和7年度	70%
		令和8年度	80%

基本施策2 教職員のICT活用指導力の向上

評価指標		目標値	
①	ICTを活用した授業の実施割合 (週3回以上実施する割合)	令和6年度	60%
		令和7年度	70%
		令和8年度	80%
②	ICTを活用した指導技術 (ICTを活用した指導力があると感じる割合)	令和6年度	60%
		令和7年度	70%
		令和8年度	80%

基本施策3 ICTを活用するための環境の整備

評価指標		目標値	
①	デジタルドリル教材等の環境整備	令和6年度	100%
		令和7年度	100%
		令和8年度	100%
②	教育情報ネットワークの再構築 (業務進捗率)	令和6年度	50%
		令和7年度	100%
		令和8年度	-

基本施策4 ICT推進体制の整備と校務の改善

評価指標		目標値	
①	ICT利活用の取組や課題が共有されていると思う割合	令和6年度	50%
		令和7年度	60%
		令和8年度	70%